

医療情報取扱事業者

(医療機関、介護事業所、地方公共団体等)の方へ



次世代医療基盤法

令和6年4月

内閣府健康・医療戦略推進事務局
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

認定匿名加工医療情報作成事業者及び 認定仮名加工医療情報作成事業者に対する 医療情報の提供に関するご協力のお願い

- 自らの医療情報の提供という一人ひとりの参加は、
匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用による医療分野の研究開発の成果が現場に還元されることを通じ、国民・患者に提供される医療の進歩というみんなの恩恵に結び付きます。
- このような「次世代医療基盤法」(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号))の意義・趣旨をご理解の上、認定匿名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について、ご協力をお願いします。

<お問い合わせ先>

内閣府「次世代医療基盤法コールセンター」

電話番号：0570-050-211 (ナビダイヤル)、03-6731-9590 (一般電話)

受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00 (土日祝日・年末年始は除く)

ご意見・ご質問は次世代医療基盤法に関するお問い合わせフォームからも受け付けております。

<https://jisedaiiryuu.go.jp/form/pub/nextgeneration/form01>